

1. 議事日程

(予算決算常任委員会)

令和 6年 6月14日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案第53号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

(2) 議案第54号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

3、閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(14名)

委員長	石 飛 慶 久	副委員長	南 澤 克 彦
委員	田 邊 介 三	委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明	委員	芦 田 宏 治
委員	山 根 温 子	委員	先 川 和 幸
委員	山 本 優	委員	熊 高 昌 三
委員	穴 戸 邦 夫	委員	秋 田 雅 朝
委員	金 行 哲 昭	委員	児 玉 史 則

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(44名)

市長職務代理者副市長	米 村 公 男	教 育 長	永 井 初 男
総 務 部 長	新 谷 洋 子	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福 祉 保 健 部 長	井 上 和 志
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	教 育 次 長	柳 川 知 昭
議 会 事 務 局 長	高 藤 誠	教 育 参 事	和 田 治 子
総 務 課 長	佐々木 満 朗	財 政 課 長	沖 田 伸 二
政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一	市 民 課 長	久 城 恭 子

社会環境課長	若	狭	孝	祐	社会福祉課長	岡	野	あかね
子育て支援課長	佐	藤	弘	美	健康長寿課長	中	村	由美子
保険医療課長	北	森	智	視	健康長寿課長	森	田	修
地域営農課長	稲	田	圭	介	農林水産課長	松	田	祐生
教育総務課長	内	藤	麻	妃	商工観光課長	井	木	一樹
社会環境課課長補佐	原	田	和	雄	生涯学習課長	小	野	光基
総務課行政係長	塚	本	真	樹	商工観光課課長補佐	小	野	哲司
秘書広報課秘書広報係長	森	竹	加	代	総務課職員係長	高	橋	秀尚
政策企画課企画調整係長	下	瀬	秋	穂	財政課財政係長	藤	堂	洋介
市民課窓口係長	泉		理	恵	政策企画課地方創生推進係長	藤	本	崇雄
社会福祉課地域福祉係長	檜	山	貴	治	社会環境課環境生活係長	乗	田	弘昭
健康長寿課健康推進係長	深	田	京	子	社会福祉課生活福祉係長	三	宅	佐由里
農林水産課農林土木係長	船	川	雅	弘	保険医療課医療保険年金係長	藤	城	輝久
地域営農課農地利用係長	佐々木		寛	朗	地域営農課営農支援係長	玉	井	郁生
給食センター副所長	安	田	勝	明	教育総務課学校施設係長	森	川	美由紀
					生涯学習課社会教育係長			

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高	藤	誠	事務局 次長	藤	井	伸	樹
総務 係長	日	野	貴恵	主 事	實	村		峻

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

○石飛委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は14名です。

定足数に達しておりますので、これより第13回予算決算常任委員会を開会します。

本日の日程は、令和6年第2回定例会初日に、本委員会に付託されました議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」及び議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件の2議案の審査を議題とします。

まず、補正予算の審査の方法について、お諮りします。

審査の方法は、お手元に配付しました「審査予定表」及び「6月補正予算所管別事業名一覧表」を用いて部局ごとに審査し、担当部長の要点説明の後、質疑を行います。

審査の順番は、一般会計について部局ごとに審査を行い、特別会計が関係する部局については、一般会計の審査の後、特別会計を審査することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長

異議なしと認め、さよう決定しました。

審査に先立ち、市長職務代理者米村副市長から挨拶を受けます。

米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長

おはようございます。

本日は、開会当初の初日に上程しました補正予算2件について、審査していただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○石飛委員長

これより議案の審査に入ります。

議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

初めに、補正予算全体の歳入の概要について説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

それでは、説明いたします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,238万9,000円を追加し、予算の総額を197億2,566万3,000円とするものです。

主な内容としては、説明資料を使って説明をしますので、1ページ、2ページをお開きください。

説明資料の1ページ目、（1）の通常分として1億7,267万9,000円で、主なものは、福祉保健部の新型コロナワクチン接種に伴う接種委託料と産業部の災害復旧に伴う工事請負費です。

続いて2ページ目、（2）の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

関連として2億1,971万円で、福祉保健部の定額減税補足給付事業などと、産業部の飼料価格高騰緊急対策事業が主なものとなっております。

では、補正予算書に戻ってください。10ページ、11ページです。

歳入です。

13款の分担金及び負担金は、携帯電話等エリア整備事業分担金と農業用施設災害復旧費分担金で、合計110万1,000円の増額です。

15款の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金などで、合計2億7,623万3,000円の増額です。

16款の県支出金は、農業用施設災害復旧費補助金などで、合計5,961万円の増額です。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金5,064万5,000円の増額です。

22款の市債は、総務債と教育債で、合計480万円の増額です。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、4ページに戻ってください。

地方債の補正ですが、総務事業の補正後の借入限度額を1億7,960万円とするほか、合計で総借入限度額を7億3,130万円とするものです。

なお、12ページからの歳出については、それぞれの担当部局から説明いたします。

以上で、要点の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、概要の説明を終わります。

なお、歳入の質疑については、該当する部局の審査の際にお願いします。

まず、総務部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長

それでは、要点の説明をします。

最初に、全体に関係する人件費について説明します。

補正予算書22ページをお開きください。

一般職の明細です。給与費を318万2,000円、共済費を32万2,000円、合計で350万4,000円の増額は、主には定額減税補足給付金給付事業によるものです。

次に、総務部の補正予算のうち、主なものについて説明します。

13ページをお開きください。

説明欄の中段、総務一般管理費（総務課所管）は、身元引受けのない遺体の火葬費用を増額するものです。

人事管理事業費は、能登半島地震における職員派遣に係る旅費や、児童手当制度の改正及び定額減税に対応するためのシステム改修費を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって総務部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10時08分 休憩

午前 10時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。
続いて、企画部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をします。
補正予算書の13ページをお開きください。
説明欄の下のほうにあります、定住促進事業費は、新たに採用した2
人の地域おこし協力隊員の所属が商工観光課となったので、それぞれの
予算を関係の事業費に組み替えるために減額するものです。
15ページをお開きください。

上のほうにあります地域情報化推進事業費の主なものは、高宮町用地
地区の携帯電話基地局設置工事において工法に変更が生じたため、工事
請負費を増額するものです。

以上で、終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で、要点の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
秋田委員。

○秋 田 委 員 今、説明いただきました15ページの行政情報等に要する経費で、説明
の中で高宮町用地地区の無線塔のことだと思うんですが、工法の変更で
予算が追加になっているということですが、説明をいただきたいと思い
ます。

○石 飛 委 員 長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 当初、共架を予定しておりました電柱所有者への共架の可否を確認
いたしましたところ、共架が不可という箇所がありました。そのため、
ルートの変更が必要となり、新たに24本の建柱を行う必要があり、補正
をしたものでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 秋田委員。

○秋 田 委 員 分かったんですが、地元への説明というのはこれからなんですか。そ
れとも、もうしてあるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 工法の変更でございまして、地元説明はもう完了
しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 今、秋田委員の質疑と同様の中身なんですけど、24本の共架が相手側の意向でできなかったということですけども、具体的にはどういう相手側になるのか、ここで明言はできるんでしょうか。

○石飛委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 共架の相手方は、中電柱ということでございます。
以上です。

○石飛委員長 下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長 中電柱に加えて、NTTの電柱もございます。
共架できなかった理由が、強度不足というかですね、線を共架することによって強度が不足してくるということでのNGということです。
以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって、企画部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10時13分 休憩

午前 10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
続いて、市民部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、要点の説明をいたします。
17ページをお開きください。
説明欄の中段、葬斎場運営費は、葬斎場浄化槽の放流ポンプなどを取り替える必要が生じたため、工事請負費を計上するものです。
以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって市民部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10時15分 休憩

午前 10時17分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
続いて、福祉保健部に係る一般会計補正予算について、要点の説明を求めます。
井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長

それでは、要点の説明をいたします。

議案書、歳出の15ページをお開きください。中ほどになります。

価格高騰重点支援給付事業費は、今年度から新たに住民税非課税となる世帯と、住民税均等割のみ課税されている世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するもの、また、定額減税が一部のみ対象となる方に対し差額を補足給付するもの、及びこれらの給付に伴う人件費や郵送料、システム改修費などの経費を計上するものです。

説明資料のほうをお願いします。

3ページをお開きください。

1点目は、昨年実施した安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業において、今年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となられた世帯を対象に、1世帯当たり10万円を給付するもので、対象世帯を20世帯と見込んでおります。このうち18歳以下の子どもがいる世帯の世帯主には、子ども1人につき10万円を加算して給付します。

4ページをお願いします。

もう1点目は、安芸高田市定額減税補足給付金給付事業で、定額減税額が4万円に満たない方に対して、差額を調整給付金として給付するもので、対象者数を5,790人と見込んでいます。

この2つの事業、いずれも申請受付の締切りは10月31日までとしており、申請を受け付けたものから順次審査の上、指定の口座に振り込むこととしています。

議案書のほうへお戻りください。

15ページをお願いします。

下段、放課後児童クラブ運営費と、17ページをお開きください、子育て支援センター運営費は、それぞれあじさいネットプロバイダの料金値上げに伴う増額でございます。

生活保護総務管理費は、今年10月に施行される生活保護基準改定に伴う生活保護システムの改修委託料です。

中段、保健衛生総務管理費は、吉田総合病院におけるふるさと卒の医師配置数が当初の4名から8名に増員されたことに伴い、広島県地域医療推進機構への負担金を増額するものです。

予防接種事業費は、今年度、高齢者等を対象として実施する新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種に要する費用を計上するものです。

接種人数は、対象となる高齢者等の6割程度の人数を想定しており、対象となる方の本人負担額については、1回当たり2,000円としています。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金 行 委 員

1点お聞きします。

説明資料の4ページの定額減税補足給付金の件ですが、この3月に150

万円ほどたくさん出したという件でございましたよね。それとは関係があるのかないのか。前年度の分だったのかということ、1点お聞きします。

○石飛委員長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 3月に発覚いたしまして対応を取っております支給誤りの件ですが、これにつきましては、昨年度、均等割のみ課税世帯に対して3万円の給付を行ったものが誤って、課税データの見誤りといいますか、対象者を誤って把握していたということで、50人の誤給付を生じたものです。これと今回の定額減税に伴う調整給付については、直接的な関係はございません。

また、今年度新たに非課税世帯であるとか、均等割のみ課税世帯になれる方、20世帯を見込んでおりますが、こちらの給付も昨年度給付対象になった方は対象にはなっておりませんので、この方々が今年度、新しい税データの確認を行った後にですね、新たに非課税であるとか、住民税の均等割のみ課税であるということが分かれば、新たに対象になるということはあると思いますが、誤給付をしてしまった方々と直接的な関わりは、現在のところは認められておりません。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員 説明資料の4ページなんですけど、安芸高田市定額減税補足給付金給付事業について、説明の中の5項目の支給金額の中身について、ちょっと詳しく教えていただきたいんですが、一番分からんところは、上回る額の合算額を1万円単位で切り上げた額で支給するということなんで、1万円控除しようと思っても、5,000円しか対象になってなかったと。5,000円は切り上げて、やっぱりその人は1万円もらえるのかなというふうに思うんですけど、そこらを具体的にちょっと説明をお願いします。

○石飛委員長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 ただいま山本委員がおっしゃいましたように、1万円に満たないところで5,000円しか減税を受けられなかったということになると、その5,000円分不足しているところが1万円に切り上げての支給となるというところは、おっしゃるとおりです。

その前に、1人当たり住民税の所得割のところで1万円、それから所得税において3万円、合わせて4万円の減税がなされることになっております。この合わせて4万円のところに満たない部分、例えば3万5,000円の方だと5,000円分が不足となりますので、これが1万円に切り上げて1万円を給付という形になります。

また、本人と、それから扶養親族を含んだ数として給付の対象人数を出しますので、例えば所得税分において、本人と扶養親族が3人の世帯ということになりますと、3人に3万円をかけたものが、これが9万円、それから、住民税分として3人に1万円をかけて3万円、合計12万円が本

来定額減税を可能である額となります。ところが、これに対して、例えば減税された実際の減税額が7万5,000円だった場合は、その差額が4万5,000円として、それが減税し切れない、減税額に満たない分として、これを1万円単位として切り上げまして5万円を支給するという、こういう計算になります。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

今度は違うんですけど、予算書の17ページの新型コロナウイルスワクチン接種委託料の執行について、どのような形で誰が対象になって、ちょっと聞き漏らした点もあるかも分かりませんが、どういう形で執行されるのか、対象者は誰なのか。執行について教えていただきたいと思っています。

○石飛委員長

中村課長。

○中村健康長寿課長

新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

2021年度から3年間、まず説明させていただきますと、この3年間は特例臨時接種ということで生後6か月以上の方を対象とし、全額国が負担をする形での接種でございました。

今年度からの接種につきましては、対象者は高齢者のインフルエンザと同じという扱いになりまして、定期予防接種B類という位置づけになっております。ですので、対象は65歳以上の方と、60歳以上で基礎疾患のある方が対象となります。そして、努力義務や接種勧奨も課せられない接種ということになっています。

接種にかかる費用としましては、国は1回の接種に1万5,300円程度かかるというふうに試算をしております。そのうち8,300円を国が負担するものとしております。残りの7,000円が市町及び自己負担ということになります。

この自己負担につきましては、県内での聞き取りとかをさせていただいて、大体7,000円のうちの3割程度の自己負担をする市町が多いというふうに聞いておりますので、本市においても約3割部分の2,000円を、100円以下を切り捨てた形で2,000円を自己負担として考えております。

接種回数につきましては、国のほうは秋からというふうに言っておりますが、具体的にはまだ示されていない状況でございます。接種回数につきましては、1年に1回でございます。

また、来年度以降につきましては、まだ国のほうからは何も示されていない状況でございます。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

住民への啓発は、どのように考えておられますか。

○石飛委員長

中村課長。

○中村健康長寿課長

住民への啓発につきましては、広報であったり、また対象の方には個人通知という形で行っていきたいと思います。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田邊委員 すみません。先ほど山本数博委員が質問したところの関連で、定額減税のところなんですけれども、説明資料の4ページで、受付申請期間が2024年10月31日までとなっております。給付に係るスケジュールも下に示されておりますけれども、そもそもこの定額減税は今年度の6月から給与の支払いの対象で、12月までの給与の支払い分の源泉徴収部分でいろんな調整をしていくと思うんですけれども、申請の受付が2024年の10月31日だと、今、合算して4万円に届くか届かないかというのが、本人さんが分からないパターンもあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように考えておられるのか、説明をお願いします。

○石飛委員長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 ただいま御質問のありましたとおり、2024年度、今年度の所得税についてはまだ確定をいたしません。今年が終わらないと、今年中の収入が確定しませんので。ということは、これは昨年度、令和5年の所得税を用いて推計したものとして、これで計算をして、国から示された算定ツールを用いまして、この方は4万円の減税に満たない金額が幾らというのを出します。それによって給付を行っていくわけですが、当然見ているところ、減税の対象のところを見ている年が違いますので、来年になりまして、今度は確定のための計算をもう一度行うようになっております。その結果、定額減税に不足しておられる方があった場合には、今度は来年度の予算において追加支給を行うというふうに、このように国のほうからは通知を受けております。

○石飛委員長 田邊委員。

○田邊委員 令和6年になって確定させるということで、足りない部分はそこで支給ということは、それは逆に、それでオーバーした場合は回収するんですか。

○石飛委員長 岡野課長。

○岡野社会福祉課長 計算をもう一度やり直しというか、確定をしたときに、当然その反対である過大給付ということが考えられるわけですが、これについては返還は求めないというふうに、国のほうから通知を受けております。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって保健福祉部に係る質疑を終了します。

ここで、議案第53号の審査を一時休止し、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を行います。

議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

要点の説明を求めます。

- 井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 それでは、要点の説明をします。
 まず、歳入について、議案書の8ページ、9ページをお願いします。
 3款県支出金は、歳出における一般管理費の増額分を県からの特別交付金として受け入れるものです。
 続いて、歳出です。11ページをお願いします。
 説明欄、一般管理費は、健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法が今年の12月2日に施行されることに伴い、全ての被保険者に対し、個人番号の下4桁を含む加入者情報を通知するためのチラシを作成する費用、郵送料、システム改修の費用を増額するものです。
 以上で、要点の説明を終わります。
- 石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。
 これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。
 〔質疑なし〕
- 石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、議案第54号の審査を終了します。
 以上で、福祉保健部に係る特別会計補正予算の審査を終了しました。
 ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。
                                   ~~~~~○~~~~~  
                                   午前 10時34分 休憩  
                                   午前 10時35分 再開  
                                   ~~~~~○~~~~~
- 石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
 これより、議案第53号一般会計補正予算の審査を再開します。
 続いて、産業部に係る補正予算についての要点の説明を求めます。
 森岡産業部長。
- 森岡産業部長 産業部の要点説明を行います。
 補正予算書17ページをお開きください。
 説明欄下段、有害鳥獣対策事業費、この増額は、防護柵設置事業の追加申請に伴い、県から追加配分を受けたことによる増額です。
 その下、畜産振興事業費の増額は、説明資料5ページを御覧ください。
 物価高騰対応臨時交付金を活用して、市内畜産農家に対する飼料価格高騰緊急対策補助金の創設によるものです。
 補正予算書19ページをお開きください。
 上段、商工業振興事業費の増額、及び中段、観光振興事業費の増額は、商工観光課に係る地域おこし協力隊員2名分の経費を企画費から商工費に組み替えたものです。
 21ページをお開きください。
 最下段、農業用施設災害復旧費の増額は、昨年発注した令和3年被災の頭首工工事において、重要変更を要する事態が発生したため、県との協議を経て、国の再査定が認められましたので、このたび追加したもの

です。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

説明書の5ページの件ですが、安芸高田市飼料価格高騰緊急対策費で、円高で2024年7月上旬から2024年8月30日までの分で、大変喜ばしいことですが、従来ございました高騰による補助金が、令和3年にありました件との併合性ですよね。これはこの期間だけの分でやられると思いますが、従来あった分はそのままこれとしてやっていくということ、1点お聞きします。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

委員さんがおっしゃるのは、令和4年度にあった緊急高騰対策の関係だと思いますが、それはその期間で、令和3年7月から令和4年6月までの飼料高騰に対して対応させていただきまして、それで終わっております。

今回の分はですね、その引き続きの期間の令和4年7月から令和5年の6月までの飼料を使われた分に対して、その差額、うちの算出金額との単価で交付金を出すという形になります。

以上です。

○石飛委員長

金行委員。

○金行委員

そのまま継続するというので、今回の分は2024年4月から、期間的な分を特別にこのような今の条件でやるということで、理解してもいいということですよ。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

言われているとおりで、一応単価は違うんですけど、その引き続きを交付していこうと思っています。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

同じく、今の補助事業についてお伺いします。

説明資料の5項目めの補助金額で、トン当たり1万1,800円の補助をするということになっていますが、1トン当たり何%の補助になるのでしょうか。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

算出の仕方としましては、前回やった分の乾燥牧草の単価を今回算出しました単価と比較して、その比較をした差額の2分の1を補填するという形になりますので、何%と言われると、ちょっと計算はしていないんですが、一応差額の半額を助成するという形になります。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

口頭で言われたんで、ちょっと頭の中で計算して、どうなるのかなと思うんですけど、要は前回のトン当たりの価格がありますよね。このたびの対象になるときのトン当たりの価格を計算して、前回とこのたびの

差引きをして、その増額となった部分の2分の1をします。こういうことだと思えますよ、今の説明は。

私が思うにはですね、畜産農家の人は飼料が上がってかなわんと。総体として経営が難しいんだと。前回のときもそうだったと思えますね。今回もまたさらに上がって、もう経営が苦しいんだというところでスタンスを変えてですね、全部のトン当たりの額の半分を助成するとか、いろんなことの算数はできんもんだろうかと思えます。価格が上がった分の2分の1といったら、それは確かに負担が増えた分の2分の1を助成するんだという考えだろうと思えますけど、もう経営圧迫というスタンスを考えたらですね、購入額の半分だというほうがさらに効果があるように思えますが、その辺は無理なんではしょうか。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

一応、前回の助成の部分とも、その延長という形でやらせてもらっていますので、考え方としては今回変えていないというものになります。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

この財源を見たら、何が財源になっとるのかなというふうに、ちょっと見たんですけど、予算書の11ページですね。総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億1,900万円。これが財源になっているんじゃないかと思えます。

支出のほうの説明のところを見ましたら、単独補助となっていますよ。

この臨時交付金を国が出すので、それぞれ自治体で考えて実施しなさいという内容だと思えます。考え方一つで、上がったものの2分の1を助成するよりかですね、経営支援なら、今購入する額の2分の1を助成するんだと。この財源はこの臨時交付金を財源にやるんだと。こういうスタンスでもよかったんじゃないかなというふうに思えますが、それは無理だったんでしょうか。

○石飛委員長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

一応、考え方的には引き続きという形で、継続性を酪農家さん等との話合いの中でも求められておりましたので、同じような形で支援させてもらうような形で計画させていただきました。

以上です。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

今のは考えを聞いたんですが、それは無理だったんかということ。単独で市で実施する中でですね、2億1,800万円国から来るんです。自由に使えと。市の独自のアイデアでやりなさいというのが、この交付金だろうと思えます。そうしたときにですね、畜産農家を助けるんだというスタンスがあったら、購入トン当たりの額の2分の1を交付しようというふうに考えてもよかったじゃないですか。そういう考えにならなかったということは、無理だと。そういうことはできんというスタンスがあったけ、上がった分の2分の1にすると。こういう考えになったんだろう

と思うんですけど、無理だったんですかということ聞きよる。

○石 飛 委 員 長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

現実的には無理じゃなかったと思います。ただ、この臨時交付金につきましては、多方面に使える交付金であります。そのことを考えると、畜産部分での支援としては、引き続きを計画させていただきました。多方面での高騰対策については、いろんなことで考えがでると思います。以上です。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数)委員

今、多方面と言われたんですが、この臨時交付金はほかにはどこで使われたんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

沖田課長。

○沖田財政課長

今回の補正については、説明資料の2ページにございますように、福祉保健部と産業部のこの事業にのみの計上になっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

秋田委員。

○秋 田 委 員

ただいまの質疑の関連でございますが、対象農家は45件ということで、それで補助金額が上限を決められておりますよね。300万円ということで。ここらあたりの感覚というかね、農家によって補助金額が違ふんだと思うんです。大きい小さいがあつたりしたときに。そのことを考えたときに、今回の補正予算の3,130万円というのは、条件を十分満たす金額の補正なんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

取りあえず大型農家が2件、あと中規模農家が15件で、小規模農家としては28件を見込んでおります。

令和4年度にやったときに、単価1トン当たり3,500円の交付金をさせていただきました。上限100万円ということで、今回1万1,800円ということで、約3倍ということで、上限金額も3倍という形にさせていただいております。ほとんどの農家さんは、その条件の中には入ります。ただ、大規模農家さんについては、300万円超えるところがあるかもしれませんが、それ以外はもうほとんど助かる、満額で対象になると思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員

同じところの質問なんですけれども、昨年度の補助金で同じメニューをやっていると思いますが、1点まず、確認をさせていただきたいのは、いわゆる条件、メニュー内容自体は一緒で、単価だけが今回変わっているところなんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

稲田課長。

○稲田地域営農課長

交付内容は、各農家さんから購入資材の数量を示していただいて、それに対してトン当たり1万円、単価が違っていただけで、考え方としては一緒です。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員 前回やったときにですね、単価が3,500円。先ほど説明あったとおりだったと思うんですけど、その対象農家があったけれども、実際その申請をされたところが少なく、予算が大分余ったということがあったと思います。その原因が単価だったから、今回単価を上げたということなのか。そもそもその申請をされなかった方、特に畜産関係、肉牛関係でそちらのほうの申請が少なかったというようなことがあったと思うので、そこの原因が単価だったのか。それ以外のことが原因で、もしその申請がなかったのであれば、その条件を変えないといけないかなと思うんですけども、そこのあたりの説明をもう一度お願いします。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 計算の仕方としましては、単価の差を計算したんですが、5品種の乾燥牧草に対して単価がどれだけ上がったか。前回3,500円は、7,000円幾らの増加に対して2分の1の助成をいたしました。今回は円安も含め、今の輸送コストですね。スエズ運河東部の使用料が上がっておるのもありまして、そこらの単価が上がっておるというので、1万1,800円という形で、それだけ乾燥牧草が高騰しているという状況です。

単価について、和牛農家さんが3,500円に対して使用量が少ないので出していなかったというのは否めないかと思います。それがなかったので、今回単価を上げたわけじゃなくて、あくまで差額がそういう数値として、実質の単価が上がっているというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○石 飛 委 員 長 質問と違うかな。申請内容、前回の申請の件数が少なかったのを踏まえて、このたびどのように申請件数を増やすことをやったかという質問だった。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 前回の申請件数が少なかったから、単価を変えたわけじゃなくて、あくまで算出した根拠の単価で、今回新たに申請を受けるという格好なので、回答になっていませんか。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 要するに、単価の算出は分かったんですけども、結局メニュー内容が変わってなくて、肉用牛の方はそういった輸入乾牧草自体の使用が少ないがために、前回申請してもあまり効果がないから申請されなかったということは否めないという答弁だったと思います。

であれば、とはいえ輸入乾牧草以外の飼料も当然使われているわけで、そちらの単価も当然上がっているんだと思います。そういう意味でいうと、そちらの、いわゆる前回申請されなかった方が今回申請しやすくなるようなメニューの組替えが必要ではないかと思うんですけども、そういったところは何か取組はされているんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 稲田課長。

○稲田地域営農課長 配合飼料のほうがですね、使われている酪農家さんと農家さんが多い

んですけど、この配合飼料につきましても、県のほうが前回やったときも、県のほうが配合飼料に対して補填しておると。それがずっと引き続いてですね、県のほうは補填をされておるという中で、その配合飼料については今回踏み込まなかったという形で、乾燥牧草だけにさせていたのだということが実態です。

以上です。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

芦田委員。

○芦田委員 21ページ下段の農業用施設災害復旧費の6,500万円は、頭首工工事重要事項発生のためと説明がありましたが、詳細な説明を求めます。

○石飛委員長 森田課長。

○森田農林水産課長 この頭首工は、甲田町の加屋頭首工でございますけれども、令和3年に被災をいたしました。昨年の11月に工事を開始をして、一部改修という運びでございましたけれども、堤体の中が土砂、当時、昭和40年前後にできたものだと思いますけれども、当時は堤体の中に土砂を入れて、コンクリートの節約ということをされていたようですけれども、そういったものが出てきました。これだと、この復旧をすると今後もたないということで、全てコンクリートでやり替えるということを重要変更させていただくというふうにして、ちょうど来週でございますけれども、国の再査定を受けて復旧工事をしていくということでございます。

以上でございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南澤委員 今の芦田委員の質疑があった加屋頭首工の件なんですけれども、これまでよりも機能が向上することになるのかなと思うんですが、そういった際の地元の負担というのは少なくていけるのか。分担金があるのか。その分担金が増えるのかどうなのかといったあたりを教えてください。

森田課長。

○森田農林水産課長 この令和3年災ですので、激甚災害という扱いになります。当初一部の部分復旧ということで、工事費も1,000万円ぐらいで済んでおったものが、今回6,000万円を超えるというところで、地元の分担金は増えます。その話を地元とも話をさせていただいて、地元の了解を得て、こういった工事を進めていくということに、今なっております。

以上でございます。

○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって産業部に係る質疑を終了します。
ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 10時58分 休憩

午前 10時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
続いて、教育委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 それでは、要点の説明をいたします。
予算書21ページをお開きください。
上から、小学校施設・設備等管理整備事業費、及びその下、中学校施設・設備等管理整備事業費は、受水槽の配管など、各学校の修繕料と施設のバリアフリー化に伴う設計委託料をそれぞれ増額するものです。
その下、図書館運営事業費の主なものは、中央図書館リニューアルのため、本棚の移設を工事請負費から移設業務委託料に組み替えるものと、eスポーツ体験用の椅子を購入するための備品費を増額するものです。
最後に、給食センター運営事業費は、センターの洗濯機2台を買い換えるため、備品費を追加するものです。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって教育委員会事務局に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11時01分 休憩

午前 11時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
続いて、議会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
高藤事務局長。

○高藤議会事務局長 それでは、議会事務局の要点の説明をします。
予算書13ページをお開きください。
説明欄の上段、議会運営事業費、役務費、手数料2万1,000円の増額は、出張時の交通機関、宿泊施設の手配について、新たに取扱手数料が発生することによる増額補正でございます。

以上で、説明を終わります。

○石飛委員長 以上で、要点の説明を終わります。
これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって議会事務局に係る質疑を終了し、全ての審査を終了します。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 11時03分 休憩

午前 11時04分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

これより、議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件、並びに議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の2件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○石飛委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

ここで、採決の方法についてお諮りします。

討論がありませんでしたので、本案2件については一括して採決させていただきたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 御異議ありませんので、さよう決定しました。

これより、採決を行います。

議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件、並びに議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の2件を、起立により採決します。

本案2件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石飛委員長 起立多数であります。

よって、本案2件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算の審査は全て終了しました。

なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら、発言をお願いします。

〔委員長一任という声あり〕

○石飛委員長 委員長一任という声を頂きました。

それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、閉会中の継続調査について、お諮りします。

本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査、決算の審査に関することにつきましては、調査の必要性が生じた場合は、閉会中においても調査を行いたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、所管事務の調査は、会期中が原則でありますので、会議規則第

109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行いたいと思います。

以上で、閉会中の継続調査について終了します。

以上をもって、第13回予算決算常任委員会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

午前11時08分 閉会